

宇部市浄化槽施工基準

(第1 掘削工事)

- 1, 掘削に先立ち、掘削位置・掘削土の運搬及び処分方法を予め定め、掘削は設計図に基づき所定の位置及び深さで行い、掘り過ぎとしないこと。
- 2, 掘削場所の土質や地下水の状況によっては、保安施設・山留め・水替え工事等の措置をとること。
- 3, 掘削構内の排水に当たっては、沈砂柵を設ける等の措置をして、排出先水路の汚濁防止に配慮すること。

(第2 基礎工事)

- 1, 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 2, 栗石地業を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打ち、底盤面の水平をだすこと
- 3, 打ち込まれたコンクリートは、所要の強度となるまで十分な適温養生を行うこと。

ただし、下記の要件を満たす既成底板コンクリート（プレキャストコンクリート底板。以下「PC板」）に限り、工事に携わる浄化槽設備士の責任において判断のうえ、使用することができる。

- (1) PC板を使用する場合の基礎工事は、従前同様の工事を必要とし、沈下または変形が生じない適正な施工を行うこと。
 - (2) 使用したPC板の図面及び仕様書（設計計算書、強度計算書等）を提出すること。
 - (3) PC板の全体の寸法、板厚が確認できる写真、設置後に水平がとれていることが確認できる写真、製造番号等が確認できる写真を実績報告時に提出すること。
- 4, 掘削が深すぎた場合には、捨てコンクリートの厚さを厚くすることにより調節すること。
 - 5, ポンプ設備・ブロワー等の付帯設備の据付基礎は、コンクリート製又はこれと同等以上によるものとし、堅固に取り付けること。

(第3 据付・埋め戻し工事)

- 1, 浄化槽の据付に当たっては、掘削壁面地盤の崩壊を防ぐための必要措置をとりながら、静かに浄化槽本体を吊り降ろすこと。決して基礎底盤面に石などの槽を破壊する恐れのあるものを落としてはならない。
- 2, 埋め戻しに当たっては水張りを行い、槽本体の安定をはかりながら水平に据付け、流入及び流出管底のレベルが所定の位置にあることを確認すること。
- 3, 埋め戻しは、石などの混入していない良質の土砂等を用い、浄化槽内に異物が入らないようにして、周囲を均等に埋め戻すこと。その時も、浄化槽の水平を確認しながら、まず、槽

の下半分を隙間の生じないように水締めによって完全に突き固めながら埋め戻し、その後上半分を同様にして埋め戻すこと。

(第4 配管・柵等の布設設置工事)

- 1, 台所・洗濯・風呂場等全ての生活排水はもれなく接続し、雨水や工場排水とは接続しないこと。
- 2, 管類の接合は、管内を点検・清掃した後、異物の混入を防止するため、配管端を仮閉そくする等の措置をとり、所定の接合材・継手類等を使用し、水漏れが生じないように適切に行うこと。
- 3, 配管は原則として、覆土する等の措置を講じることとし、露出させてはならない。やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防御策や耐侯性等に配慮すること。
- 4, 覆土は原則として20cm以上とすること。管路上を自動車を通る等により配管の変形、破損の恐れがあるときは、適切な基礎を施し、上部はコンクリートによるスラブ打ちとすること。
- 5, 流入管の勾配は、やむを得ない場合を除き、1/100以上とすること。
- 6, 排水管の口径は、流入管と同径以上とし、その勾配は次の表のとおりとする。

| 管径 (mm) | 勾配 |
|---------|-------|
| 65以下 | 1/50 |
| 70, 100 | 1/100 |
| 125 | 1/150 |
| 150 | 1/200 |

- 7, 柵は全てインバート柵とし、管渠の点検や掃除が容易に行えるように、接続管の内径埋設深さに応じた大きさとし、蓋は雨水等が入らないよう密閉蓋とすること
- 8, 柵は堅固で耐久性のある構造の円形又は角形とし、各排水が屋外に出た箇所・45度以上の屈曲箇所・段差の生じる箇所・2系統以上の排水の合流箇所・排水管渠の内径が変わる箇所・排水管渠の管種が異なる箇所にそれぞれ設置すること。
- 9, 浄化槽から発生する臭気を防止するために設けるトラップ柵については、次のことに留意して設備すること。
 - ア 二重トラップとならないこと。
 - イ 臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止できること。
 - ウ 汚物等が沈殿しない構造とすること。
 - エ 容易に掃除ができること。

(第5 付帯工事)

- 1, ばっ気装置・逆洗装置・汚泥移送装置および消毒設備は、変形・破損のないことを確認して、所定の位置にしっかり固定すること。また、水張りをした後、ばっ気装置の空気の出方や水流に片寄りがないか、あるいは、薬剤と水との接触が十分であるか等、実際に稼働させ確認すること。
- 2, ポンプは、原則的に同一能力で自動交互運転の可能なものを2台以上据え付けること。
- 3, ポンプは、実際に稼働させ正しく作動することを確認して、移送管の変形やレベルスイッチの作動の妨げとならないようしっかり固定すること。
- 4, ブロー設置に当たっては、騒音・振動防止対策を考慮すること。また、万一の漏電に備えアースを行うこと。

(第6 電気工事)

- 1, 電気工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年6月15日 通産省令61号電気事業法）及びJIS規格によること。
- 2, 電気工事の施工は、電気工事士法に基づき正しく施工し、防水型のスイッチ・差し込みコンセントを使用して、専用電源とすること。
- 3, 設置工事は必ず行うこと。

(第7 残土処分、特殊な施工工事)

- 1, 余盛りとして必要な土砂以外は、浄化槽の周りに積み上げないようにして、周辺の水はけを良くすること。
- 2, 地形に伴う土圧あるいは、浄化槽上の車庫利用等によって、浄化槽本体に過度の荷重がかかる場合は、浄化槽本体の変形・破損を防止するため、土圧に応じ、鉄筋コンクリートの擁壁設けるか又は、コンクリートスラブを打つこと。また、コンクリートスラブを打つときは、埋め戻しの土砂の突き固めが十分行われ、地盤が安定したことを確認した後に行うこと。
- 3, 流入管底が深く、浄化槽本体を深埋めする場合に行う嵩上げは、30cm以内で、浄化槽の維持管理が容易に行うことのできる高さとし、これを超える場合は、ピット構造とすること。ピットの上面は、縞鋼板等の蓋のある構造とすること。
- 4, 地下水位が高く、浄化槽が浮上する恐れのある場合は、槽本体の破損を防止するため、槽の周壁の周りをコンクリートで固める等の、浮上防止対策を施すこと。

(第8 試運転及び引渡し)

- 1, 工事が完了したときは、浄化槽設備士は、機器、部品の確認、レベル、水平の確認を行い、満水にして水の流れ、ばっ気の状態、機器の稼働状況を確認した後、必要な説明書類を渡し、正しい使用法と注意事項を説明して、浄化槽設置者、又は管理者に引渡しを行うこと。